



島根県報

令和6年5月7日（火）
第512号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林業課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任の届出 (農村整備課) 2

県営土地改良事業計画の変更 () 2

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 (中小企業課) 3

【公 告】

公共測量の実施（2件） (技術管理課) 4

【特定調達公告】

軽油引取税電子申告対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務委託に係る随意契約の相手方等 (税務課) 4

令和6年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）の購入に係る一般競争入札の落札者等 (水産課) 5

【収用委告示】

収用及び使用の裁決手続の開始の決定 5

島根県収用委員会運営規程の一部改正 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 規則の概要

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴い、東日本大震災に対処するための貸付金の償還期間及び据置期間の特例の適用期間を令和7年3月31日まで延長することとした。（第6条の2関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第32号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

頓原土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

永田 隆 飯石郡飯南町長谷663番地2

2 就任年月日

令和6年3月25日

島根県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
加瀬地区区画整理事業（県営農地中間管理機構関連農地整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	大田市役所

島根県告示第325号

令和6年島根県告示第41号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和6年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグストア ウェルネス古志原5丁目店

松江市古志原5丁目123-3外

2 意見の概要

(1) 意見

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

ア 地元交通安全対策協議会、自治会等へ説明のうえ、適切な交通安全対策を行うこと。

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、事業に伴い発生した廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の区分ごとに許可を有する業者とそれぞれ契約すること。

ウ 廃棄物等保管施設は内部で産業廃棄物と一般廃棄物が混在することのないように、仕切り等を設け、産業廃棄物の保管場所である旨を示す掲示を行うこと。

エ 届出書に記載されている騒音対策等を適正に実施し、周辺環境への影響をできる限り低減すること。

オ 騒音について、環境基準や騒音規制法等の各種環境法令を遵守し、特に早朝、深夜の時間帯において周辺の生活環境に悪影響を与えないようにすること。万一、周辺住民から騒音について苦情があった場合は、周辺住民との対話により、苦情内容を十分把握した上で、発生源対策、防音対策等を速やかに行うこと。

カ 隣接する国道（国道432号）において道路工事を行う場合には、松江県土整備事務所にて協議を行うこと。

キ 道路工事を行う市道がある場合には、事前に市道路課と協議の上、道路法24条による道路工事施工承認申請を行うこと。また、上下水道管等、占用物件が発生する場合は、道路占用許可申請を行うこと。

ク 新規に出店される場所の周辺部は古志原小学校及び第四中学校の通学路となっている。新規開店時は特に交通量が多くなることが予想され、とりわけ国道432号を自転車通勤する生徒の安全確保が必須となる。以上から、開店後1か月程度は児童生徒の安全確保のために出入りに交通整理員を配置すること。

ケ また、同様の理由により荷さばき車両の店舗への出入りの際は、細心の注意を払って走行すること。

(2) 理由

周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年4月12日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
安来市切川町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について江津市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量、航空レーザ測量、数値図化）
- 2 作業期間
令和6年4月18日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域
江津市全域

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
軽油引取税電子申告対応に係る税務総合オンラインシステム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
島根県税務総合オンラインシステム共同企業体
代表者 富士通Japan株式会社 岡山・山陰公共ビジネス部 部長 佐藤 勝治
島根県松江市学園南二丁目10番14号
構成員 株式会社テクノプロジェクト 代表取締役社長 山中 茂 島根県松江市学園南二丁目10番14号

構成員 F L C S株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市大手町二丁目7番10号

5 随意契約に係る契約金額

42,134,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年5月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和6年度島根県漁業取締船「せいふう」及び島根県漁業試験船「やそしま」船舶用燃料軽油（免税）の購入
予定数量 231,000リットル

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県農林水産部水産課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和6年4月5日

4 落札者の氏名及び住所

漁業協同組合JFしまね 代表理事会長 岸 宏 島根県松江市御手船場町575番地

5 落札金額

免税軽油1リットル当たり 113.00円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和6年3月15日

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

令和6年5月7日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

1 起業者の名称

島根県

2 事業の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業3・5・13号松江熊野線改築工事（島根県松江市南田町地内から同市伊勢宮町字伊勢宮地内まで）に伴う附帯工事及び市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在 島根県松江市東本町四丁目

(単位：㎡)

地番	地目		地積		収用又は使用しようとする 土地の面積	収用又は 使用の別	備考
	公簿	現況	公簿	実測			
27番	宅地	宅地	58.00	58.00	21.09	収用	一部
27番	宅地	宅地	58.00	58.00	36.90	使用	一部

4 土地所有者の氏名及び住所

不明 ただし、土地登記名義人（亡）中西勇法定相続人

千葉県松戸市新松戸7丁目222番地新松戸西パークハウスB-708 中西 徳久（持分不明）

島根県松江市北田町1番地52 中西 治子（持分不明）

島根県松江市北田町1番地52 中西 和之（持分不明）

島根県松江市北田町1番地52 中西 由紀（持分不明）

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和6年4月25日

島根県収用委員会告示第2号

島根県収用委員会運営規程（昭和60年島根県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月7日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

第6条に次の1項を加える。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により、委員を委員会の会議に出席させることができる。

附 則

この告示は、令和6年5月7日から施行する。